

(表)

様式第1号(第4条関係)

広川町本人通知等制度事前登録申請書

年 月 日

広川町長 様

申請者	住所			
	氏名	⑩		
	連絡先			
申請者の区分	1 本人 2 法定代理人(未成年者・成年被後見人) 3 代理人			

広川町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申請します。

通知を希望する者 (住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
	住所			
	本籍		筆頭者	
	連絡先			

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)及び法定代理人の本人であることを証する書類
- (3) あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)及び代理人の本人であることを証する書類

注4 登録者名簿への登録日は、申請受付日の翌日です。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	事前登録	本人等の確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	
.	.			

(裏)

広川町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

- 1 この制度は、広川町において、この制度により事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票(除票を含む。)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を、第三者(本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者)に交付した場合に、その事実について通知し、証明するものです。

(注) 本人等とは…(住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者 (戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
--

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に広川町住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、以下の場合を除きます。
- ・ 裁判及び紛争に関わるもので、特定事務委任者(弁護士・司法書士等)が請求した場合
 - ・ 公用による請求
- 3 第三者への住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、広川町住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書と本人であることを証する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの)を添えて、通知日から30日以内(30日目が広川町の休日を定める条例に規定する休日に当たる場合はその翌日以後においてその日に最も近い町の休日でない日)に窓口までお越しください。
- 4 証明する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び通数並びに当該第三者が本人等の代理人である場合はその氏名及び住所です。
- 5 証明書の交付 1件につき、手数料として300円が必要です。
- 6 事前登録を希望する人(以下「事前登録希望者」という。)又は事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申請又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による事前登録の申請又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
- (1) 事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により直接、申請又は証明書の交付申請をすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、広川町住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に、広川町住民票の写し等交付通知書、事前登録者本人であることを証する書類のコピー、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒(あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したものを)を同封してください。
- 9 住所・本籍・氏名等、事前登録をした内容に変更が生じた場合は届出が必要です。
なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、事前登録を廃止します。
- 10 事前登録の期間は、申請受付日の翌日からです。
- 11 この制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、予めご了承ください。
- 12 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録の申請をしてください。